

令和 8 年度
沖縄県委託訓練

非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい
職業訓練

企画提案公募要領

沖縄県商工労働部 労働政策課

令和 8 年度沖縄県委託訓練事業
(非正規雇用労働者が働きながら学びやすい職業訓練)
企画提案公募概要

- Ⅰ 実施計画 開講月 : 令和 8 年 12 月又は令和 9 年 1 月
 Ⅰ コース定員 : 10 名～20 名
 訓練期間 : 3 か月から 4 か月 (一月あたり 40～54 時間※上限 162 時間)
 訓練分野 : 全般 (「IT/Web 関係」や「営業/販売/事務関係」など以下参照)
 訓練計画人数 : 20 名

※訓練は年度内で終了させること。

(*1) 全般とは・・・	●IT/Web 関係 ●営業/販売/事務関係 ●建築/不動産関係 ●旅行/観光関係 ●介護福祉関係 ●医療事務関係 ●理容/美容関係 ●その他
--------------	---

2 受託事業者選定スケジュール

項目	日時
説明会参加申込締切	令和 8 年 9 月 11 日 (金)
説明会開催日	令和 8 年 9 月 14 日 (月)
質問の締切	令和 8 年 9 月 15 日 (火)
質問回答掲載日	令和 8 年 9 月 18 日 (金)
企画提案書提出締切	<u>令和 8 年 9 月 29 日 (火)</u> <u>17:00</u>
第一次審査結果通知	<u>令和 8 年 10 月 1 日 (木)</u>
第二次審査 (プレゼンテーション) 選定委員会開催	令和 8 年 10 月 5 日 (月)
結果通知	令和 8 年 10 月 9 日頃

1	令和8年度沖縄県委託訓練（非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい	
2	職業訓練） 企画提案公募要領(以下「本要領」という)	
3	第1 事業名	- 5 -
4	第2 応募に関する要件等	- 5 -
5	(1) 応募者に係る要件	- 5 -
6	(2) 選定対象からの除外	- 6 -
7	(3) 訓練コースの要件	- 6 -
8	第3 受託機関が行う業務	- 8 -
9	第4 訓練コースに関する事項	- 9 -
10	第5 委託費の支払いについて	- 10 -
11	第6 提出方法等	- 10 -
12	(1) 提出書類	- 10 -
13	(2) 提出・申請期限	- 12 -
14	(3) 提出方法	- 12 -
15	★特記事項	- 12 -
16	(4) 委託候補者の選定方法	- 12 -
17	(5) その他	- 13 -
18	第7 説明会の開催・質問の受付	- 13 -
19	(1) 説明会について	- 13 -
20	(2) 質問の受付について	- 14 -
21	第8 委託先候補決定からの業務の流れ	- 14 -
22	第9 障害者に対する合理的配慮について	- 15 -
23	第10 契約保証金について	- 15 -
24	第11 訓練対象者に対する説明会等の広報について	- 15 -
25	第12 訓練生の選考に関する注意事項	- 16 -
26	第13 再委託について	- 16 -
27	第14 厚生労働省が実施するご意見・ご要望をいただく仕組みのご案内	- 16 -
28	第15 令和8年度の各種日程案	- 17 -
29	第16 参考資料	- 17 -
30	(参考1) 各職種に係る兼務の可否確認表	- 17 -
31	(参考2) 能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者	- 17 -

32	(参考3) 能開法第30条の2第2項の規定に該当する者	- 18 -
33	(参考4) 委託費の計算例	- 19 -
34	(参考5) オンラインでのキャリアコンサルティングの実施について.....	- 20 -
35	(参考6) 職業能力開発訓練校における訓練生への面談及び訓練状況の確認について	
36		- 21 -
37		
38		

令和 8 年度沖縄県委託訓練（非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい 職業訓練）に係る企画提案公募について

沖縄県では、非正規雇用労働者の正社員への転換を図るため、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練の実施を計画しております。

委託先候補については、複数の機関から訓練に関する企画提案書の提出を求め、優れた訓練内容の提案を行った機関を選定することとしております。

第 1 事業名

沖縄県委託訓練事業（非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練）

（1） 本事業の趣旨・目的

委託訓練は、職業能力開発促進法（以下「能開法」という）第 15 条の 7 第 3 項に基づき、職業能力の開発及び向上について適切と認められた施設が国及び都道府県に代わって公共職業訓練を実施するものです。従って訓練受託先機関には、充実したカリキュラム、適切な施設、事務処理体制の下、非正規雇用労働者の正社員への転換を図るための支援につながる職業訓練及び就職支援の実施が求められます。

（2） 事業概要及び委託単価

2 ページ及び非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練事業の「仕様書」の通り
※金額は、全て税抜表記で、単位は「円」。

第 2 応募に関する要件等

（1） 応募者に係る要件

応募にあたっては、次の要件を全て満たすこととします。

① 沖縄県内に事務所及び訓練施設を有する（契約期間中に沖縄県内に訓練実施できる体制を備えた事務所を有すればよい）雇用保険適用事業所であり、県内において職業訓練を開講できるとともに、各種事務的的確な処理、個人情報管理など事業実施に必要な能力を有すること。

② 都道府県税、消費税及び地方消費税に係る課税額が納付されていること。

③ 事務手続きに速やかに対応するための事務担当者を 1 名以上配置すること。

※事務担当者は講師との兼務原則不可（参考 1）

④ 次のいずれにも該当しないこと。

イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

ロ) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

ハ) 沖縄県又は他の機関が行う委託訓練及び職業訓練に関し、偽りその他不正行為を行い、又は行おうとしたことが明らかになった場合、その不正に係る訓練の受託契約を締結した日から起算して 3 年間を経過していない者

ニ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に

掲げる暴力団、同第 6 号に掲げる暴力団員、及びそれらの利益となる活動を行う者
その他、公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと県が判断した者

- ⑤ ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングについて、キャリアコンサルタント等を 1 名以上配置し実施すること。委託先機関は、原則として、訓練開始後 1 か月以内にキャリアコンサルティングを 1 回実施すること。訓練期間中においては、当該 1 回を含むキャリアコンサルティングを 3 回以上行うことが望ましいが、他 2 回の実施に当たっては訓練生の意向等を踏まえつつ、効果的な就職支援となるよう適切な時期を選ぶこと。なお、キャリアコンサルティングについて、テレビ会議システム等を使用し、講師と訓練生が映像・音声により互いにやりとりを行う等の同時かつ双方向に行われるもの（以下「オンライン」という。）によって行うこととする。ただし、民間教育訓練機関において、第 16 参考資料（参考 5）を満たすこと。

なお、キャリアコンサルタントは以下のものである。

1. キャリアコンサルタント（能開法第 30 条の 3 に規定するキャリアコンサルタント。）
2. キャリアコンサルティング技能士（1 級又は 2 級）
3. 能開法第 28 条第 1 項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者

- ⑥ 平成 26 年度から実施されている職業訓練サービスの質向上を目指す「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（平成 23 年策定）を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」（以下「ガイドライン研修」という。）を修了し、委託契約を締結する日において有効な証明書を有する者が委託先機関に在籍していること又は ISO 29993（公式教育外の学習サービス-サービス要求事項）及び ISO 21001（教育機関-教育機関のためのマネジメントシステム-要求事項及び利用の手引）を取得していることを委託の原則とする。
- ⑦ 事業の実施に当たって、個人情報の安全管理に必要な措置を講じる必要があるため、個人情報取扱特記事項（別添）を遵守できること

（2）選定対象からの除外

次の要件に該当した場合は、提出された提案は選定の対象から除外します。

- ① 提案書が提出期限までに提出されないとき。
 - ② 提案書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - ③ 選定委員又は関係者に関し、選定に関する援助を直接的、間接的に求めたとき。
- その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為等を行ったとき。

（3）訓練コースの要件

訓練コースは、次の要件を全て満たすこととします。

① 訓練実施方法

・本事業の訓練は以下の方法により実施すること。

- (1) テレビ会議システム等を使用し、講師と訓練生が映像・音声により互いにやりとりを行う等の同時かつ双方向に行われるもの（以下「同時双方向性訓練」という。）

※テレビ会議システム等の例として zoom や meet などの映像・音声により互いにやりとりを行えるもの。

- (2) 通学によらない録画した訓練の動画を訓練生が視聴する方法等により行われるもの（以

下「e ラーニング」という。)

(3)上記(1)(2)を組み合わせたもの。

② 教科内容

- ・適切な訓練目標、仕上がり像及び内容（カリキュラム）を設定するとともに、非正規雇用労働者の正社員化
- ・賃金水準の向上等の実現を目指す訓練を実施すること。
- ・適切な教材等を用意すること。
- ・訓練受講者に対し、能力習得状況の確認と修了認定を適切に行うこと。

③ 訓練実施施設

訓練を実施する上で必要となる設備、備品等を所有又は賃貸借契約等しており常に使用できる状態であること。同時双方向性訓練にあたっては、PC や講師が配信するスペース、e ラーニングにあたっては LMS などの訓練に必要なシステム（訓練生の進捗状況等を確認できるもの）をそなえること。

④ 訓練に必要な設備・環境

パソコン等通信機器は、訓練生が自ら用意する、又は訓練生からの希望若しくは訓練の実施における必要に応じて委託先機関が貸与（委託先機関が所有する若しくはリース又はレンタル契約により調達したものに限り）するものとし、委託先機関が貸与する際は、委託先機関と訓練生の間で誓約書を取り交すこと。

なお、委託先機関は、訓練生が一般的な設備・推奨環境で訓練が実施できる訓練コースを設定するよう努めること。

⑤ 訓練の指導を担当する者の配置

講師は、以下に定める職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者を 1 名以上配置すること。なお、訓練の一部に実技がある場合は 15 人に 1 人、15 人を超える場合は 2 人以上の講師を配置すること（ソフトウェア開発や WEB プログラミング、ネットワーク構築、システム運用管理、ネットワークセキュリティ対策、WEB デザイン等（以下、「デジタル分野」という。）の実技の場合を除く。）。

イ) 職業訓練指導員免許を有する者

ロ) 能開法第 30 条の 2 第 2 項の規定に該当する者（参考 3）

ハ) 担当する科目の訓練内容に関する実務経験を 5 年以上有する者

ニ) 学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断できる者

⑥ 伴走支援担当者の配置

各訓練コースに 1 名以上伴走支援を実施する者を配置すること。なお、訓練の指導を担当する者が伴走支援者を兼ねることができること。

⑦ 訓練内容・訓練コースの確認

イ) 受講料は 5,000 円とすること。（受講者所有となる教材・資格取得等に要する経費は別途本人の負担とする）

ロ) 訓練の内容が、次のいずれにも該当しないこと。

- 1, 直接、職業能力の開発・向上に関連しないものや、一定の関連性があっても一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの、職業能力のごく一部を開発・向上するに過ぎ

- ないもの、通常の就職に当たって特別の教育訓練を要しないもの。
- 2, 概ね高等学校普通科の教育までで習得できる基礎的、入門的水準のもの。
 - 3, その職業能力を習得したとしても現職若しくは現職と異なる職種での正社員化又は職業転換に結びつくことが期待し難いもの
 - 4, 資格取得を目的としたもののうち、当該資格の社会的認知度が総じて低いもの、合格者数が相当程度少なく、かつ、総量規制がなされているもの、専ら公務員としての就職の要件となっているもの。
 - 5, 特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、身体への接触が不可避なもの。
 - 6, その他現職若しくは現職と異なる職種での正社員化又は職業転換に必要な職業能力習得に資する訓練コース設定とするためには、委託訓練期間、委託費等の要件に明らかに当てはまらないものとなるもの
 - 7, 船員職業安定法第6条第1項に規定する船員の養成に係るもの
- ハ) キャリアコンサルティング等の場等において、公共職業安定所における就職支援を希望する者を把握した場合は、ハローワークインターネットサービス等による求職申込みを促すとともに、公共職業安定所での職業相談（オンライン職業相談を含む）の利用を案内するなど、希望者が公共職業安定所による就職支援を円滑に利用することが可能となるような体制等をあらかじめ整備すること。また、就職支援を希望しない者に対しても、公共職業安定所による就職支援等に係る情報の提供等を行うこと。

第3 受託機関が行う業務

受託機関は、職業訓練と就職支援の実施のほか、これに付随する以下の業務を行うこととします。

- ① 受講者選考に係る業務
- ② 受講者の出欠席の管理及び指導
- ③ 訓練の指導記録の作成及び提出
- ④ 伴走支援の実施
- ⑤ 受講生からの受講料の徴収・管理
- ⑥ 受講者の受講証明書、欠席・遅刻・早退届、添付証明書等の提出
- ⑦ 受講者の住所、氏名の変更に係る事務処理
- ⑧ 受講者の中途退所に係る事務処理
- ⑨ 災害発生時の連絡
- ⑩ 訓練実施状況の把握及び報告
- ⑪ 受講者の訓練修了の把握及び報告
- ⑫ 受講者の能力習得状況の把握及び報告
- ⑬ 受講者の就職状況の把握及び報告
- ⑭ ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施、ジョブ・カードの作成及び報告
- ⑮ 訓練修了者及び就職の為の中退者への受講者アンケートに係る報告等
- ⑯ 受講者の訓練に係る生活指導（例、体調不良による欠席後や素行不良等のケアなど）

⑰ その他、沖縄県が必要と認める事項（連絡体制（様式 10 又は任意様式）の提出など）
※受講希望者の募集については、県が指定する様式に基づき募集要項の作成を行うほか、必要
な協力を行うこと。

第4 訓練コースに関する事項

(1) あらかじめ定める訓練時間(以下「訓練設定時間」という)は、入校式、修了式を受ける時間等を除き訓練として行う時間とし、総訓練設定時間については仕様書に記載のとおりとすること。

e ラーニングによる訓練を除く訓練について、訓練対象者が在職中の者であることを踏まえ、平日夜間や土日に訓練を実施する訓練コースの設定を基本とすること。

なお、1 単位時間を 45 分以上 60 分未満とする場合は、当該 1 単位時間を 1 時間とみなし、1 単位時間を 90 分とするものは当該 1 単位時間を 2 時間とみなす。

また、委託先機関が行うジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングについては、訓練設定時間に含めて差し支えない。

(2) 補講について

補講に係る受講料は無料とする。また、当該補講等を実施したことにより、欠席した時間と同程度の受講が認められる場合、訓練設定時間数を上限とし、受講時間として算出して差し支えないものとする。ただし、訓練終了（予定）日の翌日以降に実施する補講等は、費用を徴収しない場合でも、委託費の算出対象となる訓練実施時間には含まないものとする。

なお、e ラーニングによる訓練においては、補習・補講という概念がないものとする。

(3) 訓練分野について

訓練分野及び訓練内容は、下記から選択すること。

訓練分野

・ IT/Web	・ 営業/販売/事務	・ 建築/不動産	・ 旅行/観光
・ 介護福祉	・ 医療事務	・ 理容/美容	・ その他

介護福祉訓練における留意事項

① 沖縄県介護職員初任者研修及び沖縄県生活援助従事者研修を含む訓練を行う場合、募集開始の 2 か月前までには必要な申請を行うこと。

（所管：沖縄県保険医療介護部 高齢者介護課：098-866-2214）

② 沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修を含む訓練を行う場合、募集開始の 60 日前までには必要な申請を行うこと。

（所管：沖縄県生活福祉部 障害福祉課：098-866-2190）

③ 介護職員実務者研修を実施する養成施設（学校）を開講する法人等においては、開講の 9 か月前までに設置計画書を提出し、開講の 3 か月前までに指定申請書を提出すること。

231 (所管：沖縄県生活福祉部 福祉政策課：098-866-2164)
232 ※選定候補として選定されても、上記の申請状況等が確認できない場合には、選定を取り消
233 す場合があります。

234 第5 委託費の支払いについて

235 (1) 上限単価について

236 訓練コースの委託費の単価は、訓練生1人1時間当たり仕様書に定める訓練単価(2,000円
237 (外税))×訓練設定時間×定員人数(及び対象コースにおける通信機器貸与費)を上限とし、
238 参考見積書の作成にあたっては、その上限額の範囲内で、事業実施に必要な個々の経費を積み
239 上げて積算するものとする。

241 (2) 委託費の支払い及び支払い時期

242 委託費は、委託先機関の請求により、訓練終了後に支払われるものであること。また、委託先
243 機関への支払いについては、委託費の合計金額から「第2(3)⑦イ」に定める訓練受講料収入
244 によって得た金額を差し引いた金額を支払うこととする。

245 (3) なお、訓練受講者が辞退する場合や災害等、実施機関の責めに帰することのできない事由に
246 より訓練開始前に中止となった場合に、中止になるまでに実施機関が負担することとなった費
247 用を支払うものとする。中止決定後に委託先機関の請求があった場合、中止コースに要
248 した費用が確認できる書類を提出させて、内容を確認し、必要に応じて委託先機関と協議を行っ
249 た上で支払いを行うこと。

250 (4) 算出例について

251 ⇒ 参考資料の参考4を参照。

253 第6 提出方法等

254 (1) 提出書類

- 255 申請書類 ○委託訓練企画提案書申請書 【様式1】
256 ○法人及び施設等の概要 【様式2】
257 ○委託訓練カリキュラム 【様式3】
258 ○日別訓練計画表 【様式3別紙】
259 ○訓練コース要素別点検表 【様式4】
260 ○講師名簿及び使用教材等一覧表 【様式5】
261 ○就職支援の概要 【様式6】
262 ○伴走支援の概要 【様式7】
263 ○連絡体制【様式8又は任意様式(A4縦)】

- 267 添付資料 ○企画提案書 A4 表紙含め15枚に収まる範囲
268 ○参考見積書【参考様式あり、A4縦】
269 ・原則、提出のあった参考見積書をもとに契約を締結するので、訓練計画(定員や
270 訓練時間)との齟齬が生じないよう、また、委託費の計上もれ等誤りが無いよ

うにすること。

・仕様書に定める訓練単価を上限とし、定員人数全員が修了・就職する見込で作成すること。

・県が設定する上限単価を超えた参考見積書の提出があった場合、その申請については失格とする。

●沖縄県の県税事務所が発行する県税（全税目）に係る納税証明書

※eラーニングによる訓練において、沖縄県内に事業所がない場合は、本社等を管轄する都道府県税事務所が発行する納税証明書
（滞納がないことの証明書）

●税務署が発行する消費税及び地方消費税に係る納税証明書

（未納がないことの証明書）

●登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書） ※法人の場合

●申請者の本籍地市区町村長が発行する身分証明書 ※個人の場合

（禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことの証明）

●法務局が発行する登記されていないことの証明書 ※個人の場合

（成年被後見人、被保佐人等に該当しないことの証明）

○雇用保険適用事業所設置届けの写し

○職業紹介事業の許可、届出を証明する書類の写し ※該当する場合

（職業紹介事業を行う場合は、厚生労働大臣の許可又は届出が必要です）

○講師の免許・資格に関する証明書の写し ※該当する場合

○類似業務の直近2年間の実績（受講者数、正社員就職者数を明記） 【任意様式、A4縦】※類似業務の実績がある場合のみ

○キャリアコンサルタント等に係る登録証の写し

○職業訓練サービスガイドライン研修の修了証書の写し又はISO29993及びISO21001の審査登録証の写し

○職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定証の写し

※認定取得済みの場合、加点要素となる。

○実施施設紹介パンフレット等

○商工関係認証制度（所得向上応援企業認証制度、経営革新計画認証制度、人材育成企業認証制度、ワーク・ライフ・バランス企業認証制度、パートナーシップ構築宣言企業）の認証を受けている場合は、認証書等の写し ※該当する場合

※認証済みの場合、加点要素となる

○その他、職業能力開発校が求める書類

※ ●印のものについては写しでも可（発行から3か月以内のもの）

※ 委託先候補として選定後、本事業の契約締結時には、単価設定の積算内訳として、見積書の提出がありますが、その際、さらに客観的に確認できる書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出・申請期限

令和8年9月29日（火） 17:00 まで

※期限厳守（期限を過ぎたものは受理できません）

(3) 提出方法

エクセルデータ（申請書はエクセルでご提出ください）及びその他添付資料（添付資料については上記第6（1）掲載順に1つのPDFデータにまとめてください）を沖縄県電子申請サービスにて提出してください。（URL: https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7203）なお、申請後は申込完了画面が表示されること、到達通知メールが届いたことを確認してください。

★特記事項

原則として、開講月につき1分野1コースの申請とすること。※同法人からは同じコースの期限を変えたコースの提出は不可とする。なお、分野が違う2コースまでの申請を可とする。

※注意事項 同時期に重複開講が不可にも関わらず、複数の提案を行ったと判明した場合は、被っているコース全て無効とする。

同一企業が複数コースを申請する場合、必ず1コースごとに申請様式及び添付資料一式を電子申請にて提出してください。複数コース分について、様式のみ、あるいは様式3以降のみ（様式1、様式2の添付なし）も見受けられます。

様式・添付資料一式以外の提出については、受理いたしません。

(4) 委託候補者の選定方法

①第一次審査（書類審査）

沖縄県商工労働部労働政策課にて書類審査を行い、上位3者程度を選定する。

(1)結果通知：令和8年10月1日（木）

選定された業者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション）の時間を通知し、選定されなかった業者に対しては、結果のみを通知する。

②第二次審査（プレゼンテーション）

選定委員会において提案書の内容や経費などを審査し最もすぐれたものから提案者を決定する。なお、プレゼンテーションに当たっては事前に提出した「企画提案書」により説明を行い、当日の追加の資料などは不可とします。

(1)日時：令和8年10月5日（月）午後（予定）

(2)場所：沖縄県庁4階第3会議室

(3)主な審査項目

選定委員会においては主に次の事項について審査する。

①カリキュラムの内容

訓練分野・内容の設定が正社員転換等につながるものとなっているか

②受講生の募集・確保の取組みに関すること

訓練生の確保の手法が訓練実施の取り組みとして適切なものか

③働きながら学べる受講環境と伴走支援体制に関すること

非正規雇用労働者等が働きながら受けやすい訓練計画となっているか。訓練終了に向けた伴走支援の取り組みが適切で実効性のあるものとなっているか。

※母子及び父子家庭のものが受講しやすいような工夫があると評価いたします。

④ 正社員転換に向けた就職支援内容に関すること

就職支援体制や方法・内容が受講者にとって受けやすく充実しているか。

※職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定証、商工関係認証制度を取得している場合はこちらに評価いたします。

⑤ 実施主体の運営能力と類似業務の実績に関すること

事業を実施するための事務処理体制が妥当であり訓練を実施する能力を有しているか。

類似の職業訓練や民間訓練などで正社員化などの効果的な取組があるか。

⑥ 経費見積りの妥当性

(5) その他

応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

書類提出後の差し替えは認めません（県が補正等を求める場合を除く）。

選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

候補として選定された委託訓練の内容等につきましては、選定後（契約時点）に訓練定員、訓練科名及び訓練カリキュラム等の一部変更を依頼する場合がありますので、予めご了承ください。

第7 説明会の開催・質問の受付

(1) 説明会について

令和8年度沖縄県委託訓練の企画提案公募に係る業務説明会を開催しますので、参加を希望する機関は、下記の方法にて申し込みの上ご参加くださいますようお願いいたします。なお、説明会への参加は任意であり、参加状況が選定に影響を与えることはありません。また、説明会における質疑応答の内容については、後日 HP に掲載します。

開催日時：令和8年9月14日（月） 13時30分～14時30分（13時20分受付開始）

開催場所：オンライン開催（ZOOM）

※

参加方法：参加申込様式を沖縄県労働政策課 HP よりダウンロードし、必要事項をご記入の上、令和8年9月11日（金）までにメールにてご提出ください。

メール件名を「令和8年度沖縄県委託訓練の企画提案公募に係る業務説明会の参加」としてください。

（沖縄県労働政策課人材投資推進班 登野原あて：aa058009@pref.okinawa.lg.jp）

その他：・質問がある場合は、参加申込様式に記載してください。なお、当日は事前にいただいた質問を優先して回答しますが、時間の都合上 HP 上での回答になることもありますので、ご了承ください。

・当日、資料の配布はありませんので、お手数ですが各自公募要領等を印刷いただくか、お持ちの PC 等でご確認をお願いします。

・なお、前日までに接続テストを実施しますが、詳細は個別に連絡します。

(2) 質問の受付について

提案に係る質問については、沖縄県労働政策課 HP に掲載した質問様式により労働政策課担当までメールにて送信してください（沖縄県労働政策課人材投資推進班 登野原あて：aa058009@pref.okinawa.lg.jp）。なお、電話や来所等による問い合わせには対応しません。

回答は労働政策課の HP に掲示します。

<疑義照会日程については、以下を予定しています>

○質問期限：令和 8 年 9 月 15 日（火）

○回答日：令和 8 年 9 月 18 日（金）

第 8 委託先候補決定からの業務の流れ

選定結果については、応募のあった全ての機関に対し文書で通知します。

その後の業務の詳細については、委託元となる職業能力開発校の指示に従うこととします。

選定後、委託先候補機関の都合により候補を辞退した場合は、次年度以降の選定でその点を考慮した選定を行う場合があります。

～主な業務の流れ～

委託先候補決定・・・ 令和 8 年 10 月 9 日（金）

（結果通知）

委託先訓練校との契約締結

募集案内作成・・・ 職業能力開発校の指示により募集案内を作成。

定められた期限内に職業能力開発校へ送付。

受講生募集・・・ 訓練生募集期間に HP などにて訓練生の募集。

受講生選考・・・ 委託先で面接等により実施、結果を職業能力開発校へ。職業能力開発校は可否を判定し名簿作成、委託先へ送付。

受講生合格発表・・・ 委託先で実施。

訓練開始・・・ 委託先は初日にオリエンテーションを行う（テレビ会議システム等により実施）。

訓練期間中・・・ 訓練及び就職支援の他、職業能力開発校の指示により各種報告、書類作成等を行う。

訓練修了後・・・ 受講者全員の正社員転換状況等のアンケート報告。（終了時、3 か月後、6 か月後）

第9 障害者に対する合理的配慮について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第五条及び第八条に基づき、障害者（同法第二条第一号の障害者をいう。）から現に社会的障壁（同法第二条第二号の社会的障壁をいう。）の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重（以下「過重な負担」という。）でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去（自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修等）の実施について必要かつ合理的な配慮をすること。なお、過重な負担となる場合は、合理的配慮の提供義務に反しないものの、他の方法で社会的障壁の除去ができないか当該障害者とともに解決策の検討に努めること。

第10 契約保証金について

契約締結時に委託費支払限度額の10%を乗じて得た額の契約保証金を納付してください。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除されます。

①契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

②委託費支払限度額が50万円未満かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

契約保証金について、沖縄県財務規則第105条に定める通り、地方自治法第234条の2第2項本文の規定に該当する場合を除き、契約履行の確認又は検査終了後に還付します。

【参考】地方自治法第234条の2第2項

普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

第11 訓練対象者に対する説明会等の広報について

訓練対象者に対し、訓練実施機関による説明会や見学会等の訓練の内容について理解を促すための機会を設けることは、訓練対象者が訓練コースに係るパンフレット等以上の詳細情報を得ることができ、受講への抵抗感・不安感をなくすことや、訓練対象者の希望する訓練内容と受講を申し込む訓練コースとのミスマッチを解消し、中途退校を防ぐためにも有効なものです。

つきましては、説明会等を実施していない訓練実施機関については積極的に説明会等の実施について検討をお願いします。

また、説明会等の実施に当たっては、説明会を踏まえて受講を検討する時間を確保する観点から、受講申込締切日まで一定の間隔を空けた上での実施や、訓練対象者が希望する日時で説明会等に参加

加できるようにするため、複数日程での実施となるようご配慮をお願いします。

なお、募集期間開始月の前月であれば説明会を実施することは可とします。ただし、説明会において、募集期間について誤解を招くことのないよう丁寧に説明するとともに、職業能力開発校との委託契約をもって正式に訓練の実施が決定されることについても説明してください。

※説明会等開催に限らず、募集用パンフレット作成以外の広報計画がある場合は加点要素となりますので、様式2の4に記載してください（募集用パンフレットの作成についても記載してください）。

※ポスティングの実施等も可能ですが、実施前に配布物および配布方法について職業能力開発校の許可を受けてください。

第12 訓練生の選考に関する注意事項

委託先において訓練生の選考を行っていただきますが、面接の際に現在結婚・妊娠しているか、今後の結婚・妊娠の可能性など、適正・能力に関係の無い事項に関する質問をすることは、非常に不適切ですので控えてください。

また、集団面接試験時には、プライバシーに関すること等、個人的な事情により他の受験者の前で発言しにくい場合は無理に返答する必要が無い旨を面接開始前に周知したり、文書（面接シート等）で回答を求めたりするなど、発言者（受験生）の個人情報が他の受験生に知られることがないように配慮してください。

第13 再委託について

本事業においては、委託先が委託業務の全部を一括して第三者に再委託すること、委託業務を分割し、その全部を第三者に再委託すること、契約の主たる部分について再委託することを禁止します。

ただし、職場実習等を行うコースについては、あらかじめ職業能力開発校に再委託承認申請書を提出し、職業能力開発校の書面による承認を得た場合に限り、その部分のみ再委託することができます。その場合において、委託先が本公募の参加者に業務の再委託を行うこと、再委託先が再委託業務の全部を一括又は分割して第三者に再委託することを禁止します。また、関係会社等との取引であることのみを選定理由とした再委託は原則禁止であり、相見積り徴収の上、最低価格を提示した者を選定すること。なお、相見積りによらない場合又は最低価格を提示した者を選定しない等の場合には選定理由を明らかにした理由書を提出し、その合理性を示すこと。

第14 厚生労働省が実施するご意見・ご要望をいただく仕組みのご案内

都道府県から委託を受けた公共職業訓練を現在実施している訓練機関（法人）や今年度または前年度に公共職業訓練を実施したことのある訓練機関（法人）を対象に、公的職業訓練の運営や事務手続き等に関するご意見・ご要望をいただくための Web ページが厚生労働省により公開されています。詳細は、厚生労働省 Web ページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining_iken.html）をご確認ください。

なお、本公募に関する質問については、上記 Web ページではなく、第7記載の方法により受け付

488 けますのでご注意ください。

489
490 第 15 令和 8 年度の各種日程案

令和 8 年度沖縄県非正規委託訓練 募集業務日程

	12月開講	1月開講
募集期間 (目安20日ほど)	10月下旬	11月下旬
	～	～
	11月中旬	12月中旬
訓練生決定伺い	11月20日ごろ	12月15日ごろ
合格通知	11月26日ごろ	12月21日ごろ

491
492
493 第 16 参考資料

494 (参考 1) 各職種に係る兼務の可否確認表

	①事務担当者(常勤)	②キャリアコンサルタント等 (常勤・非常勤)	③講師(常勤・非常勤)
①事務担当者(常勤)		○ ②と③が兼務の場合×	×
②キャリアコンサルタント等 (常勤・非常勤)	○ ②と③が兼務の場合×		○ ①と②が兼務の場合×
③講師(常勤・非常勤)	×	○ ①と②が兼務の場合×	

495 ※事務担当者と講師が重複しないように設定すること

496 (参考 2) 能開法第 28 条第 1 項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者

(職業訓練指導員免許)

第二十八条 準則訓練のうち普通職業訓練（短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）における職業訓練指導員は、都道府県知事の免許を受けた者（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練における職業訓練指導員にあつては、厚生労働省令で定める基準に従い当該都道府県又は市町村の条例で定める者）でなければならない。

2 前項の免許（以下「職業訓練指導員免許」という。）は、厚生労働省令で定める職種ごとに行なう。

（参考３）能開法第 30 条の 2 第 2 項の規定に該当する者

※職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において「指導方法」に合格した者以外に
おいては「48 時間講習」の修了者に限る

①教科に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者で、その後 1 年以上の実務の経験を有する者

②教科に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後 3 年以上の実務の経験を有する者

③教科に関し、大学（短期大学を除く。）を卒業した者で、その後 4 年以上の実務の経験を有する者

④教科に関し、短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後 5 年以上の実務の経験を有する
者

⑤教科に関し、職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者

・大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者 など

⑥①～⑤に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

・実技の教科に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者で、その後 5 年以上の実務経験を有
する者

・実技の教科に関し、短期課程の普通職業訓練であって総訓練時間が 700 時間以上のものを修了
した者で、その後 6 年以上の実務の経験を有する者 など

※記載されている「実務経験」とは講師としての「指導経験」とします

※国や県が指定した基準により実施される介護系訓練については、個別の基準に準じます。

（参考４）委託費の計算例

訓練 期間	訓練設定 時間 H/月	総訓練 設定時間
3 か月	54	162

<算出方法>

委託費については、訓練修了者一人あたり単価を 2,000 円×総訓練時間で算定すること。（※総訓練時間が上限となる）

通信機器貸与費については、「デジタル分野※Ⅰ」の訓練において委託先機関が訓練実施期間中にパソコン及びモバイルルーター等情報通信機器（以下「パソコン等通信機器」という。）をリース又はレンタル契約等により用意し、訓練生に対し同時双方向又はeラーニングによる訓練に必要な設備として貸与した場合（委託先機関が所有するパソコン等通信機器を訓練生に貸与した場合を除く。）には、通信機器貸与費として、パソコン等通信機器のリース又はレンタルに要した経費の実費（通信費を含む。貸与した訓練生1人1月当たり15,000円（外税）を上限とする。）を支給すること。

ただし、パソコン及びモバイルルーター等の情報通信機器の双方を貸与した場合に限ること。

※Ⅰ デジタル分野とは、ソフトウェア開発やWEBプログラミング、ネットワーク構築、システム運用管理、ネットワークセキュリティ対策、WEBデザイン等の訓練（併用も含む）

<訓練の修了>

訓練の修了については、（１）、（２）及び（３）のとおりとし、訓練時間に（１）と（２）が含まれる者については、双方の要件を満たす必要がある。

（１）同時双方向性訓練について

訓練生が訓練設定時間を受講し、訓練終了時に訓練生の保有する技能及びこれに関する知識の程度が修了に値すると認められる場合に修了させること。なお、所定の訓練以外に補講等を実施し、その結果、修了に値すると認められた場合にも、訓練を修了させることができること。

また、訓練生が疾病その他やむを得ない事由により所定の訓練の一部を受けていない場合については、当該訓練生の訓練受講時間が、教科編成においてあらかじめ定められた学科及び実技の訓練設定時間のそれぞれ80%に相当する時間以上でかつ当該訓練生の保有する技能及びこれに関する知識の程度が修了に値すると認められる場合、訓練を修了させることができること。

（２）eラーニングについて

上記（１）にかかわらず、eラーニングによる訓練は、以下の要件の全てを満たす者については、訓練の修了を認めること。なお、eラーニングによる訓練においては、補

修・補講という概念がないものであること。

① e ラーニングによる訓練において、カリキュラムの全てを受講した者

② e ラーニングによる訓練において、全ての確認テストで8割以上の得点に達した者

<算出式>※訓練生一人あたり参考

訓練時間 162 時間の場合

【訓練実施経費】

2,000 円×訓練時間 162h = 324,000 円 (円未満の端数は最後に切捨て)

※修了者以外の訓練受講者については、1人あたり単価を 2,000 円×受講時間 (外税) とする

【通信機器貸与費】

9,800 円 (実費税抜き) ×3 か月 = 29,400 円 (円未満の端数は最後に切捨て)

※1人一月あたり上限 15,000 円で PC と通信機器のリースに係る費用 (実費)

<支払額> 【訓練実施経費】 【通信機器貸与費】

353,400 円 324,000 円 + 29,400 円

(参考5) オンラインでのキャリアコンサルティングの実施について

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングについては、民間教育訓練機関において、同時双方向のもの及び以下 (1) ~ (4) を満たすものに限り、実施できることとします。

(1) オンラインによる訓練は、「なりすまし」による不正受講を防止するため、訓練受講時に訓練生本人であることを WEB カメラ、個人認証 ID 及びパスワードの入力、メール、電話等により確認できるものを原則とすること。

(2) オンラインによる訓練の実施に先立ち、オンライン接続等の方法を訓練生本人に説明するとともに、オンライン接続テストを行うこと。また、訓練中に通信障害等によりオンライン接続が遮断された場合に訓練生本人に迅速に連絡をとれる方法を確保し、接続の復旧に向けたアドバイス等を的確に行える体制を整備すること。

(3) オンラインによる訓練の受講に必要な設備 (パソコン等) 及びインターネット接続環境 (モバイルルーター等) について、委託先機関が訓練生に無償で貸与できない場合は、訓練生が自ら用意する、又は委託先機関が有償で貸与するものとし、通信費は訓練生が負担するものとする。ただし、e ラーニングによる訓練において、「仕様書第1章第5」に定める通信機器貸与費により、委託先機関が通信費を負担する場合は除く。

(4) オンラインによる訓練の受講において必要となる設備・推奨環境 (委託先機関において用意する設備等があれば、その設備等を含む。)、パソコンスキル等の内容は、訓練生募集案内等に明記するほか、受講説明会等においても説明すること。

590 （参考６）職業能力開発訓練校における訓練生への面談及び訓練状況の確認について

591 (1) 職業能力開発訓練校における訓練生への面談

592 訓練生の訓練状況及び就職状況を確認するため、訓練期間の中頃月を目安に職業能力開発訓練校
593 の職員が訓練生に対し面談を実施いたします。面談日程については、訓練開講後、各職業能力開発訓
594 練校の職員と調整のうえ実施いたします。

595

596 (2) 職業能力開発訓練校における訓練状況の確認

597 訓練機関における普段の訓練状況を確認するため、訓練実施期間中に職業能力開発訓練校の職員
598 が訪問し確認することがあります。

599